

社会福祉法人はなさく福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は 社会福祉法人はなさく福祉会定款第二条に基づき、社会福祉法人はなさく福祉会役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする

(役員)

第2条 役員とは 定款に定められた 理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 この規程に基づく報酬は役員の仕事の実態に即して範囲で支給されるものとする

(報酬の対象)

第4条 報酬の対象となる仕事とは 理事会、会計監査及び理事長からの要請に基づく役員としての仕事とする。

(報酬の金額)

第5条 報酬の金額は総額100万円を超えない範囲で、1勤務日に付き3000円とし、会計監査に関しては監事に対して1勤務日につき10,000円とする。

(交通費)

第6条 役員については第4条に規定された仕事に就いた場合、交通費を実費支給する。

(支給の方法)

第7条 業務執行理事を除く役員への報酬及び交通費は、その都度現金支給とする
業務執行理事への報酬は毎月末に現金支給とする

(改正)

第8条 この規定を改正するときは 社会福祉法人はなさく福祉会評議員会の議決を経るものとする。

附則 この規定は 平成29年6月10日から施行する

平成30年6月16日改定